

福島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議

次第

日 時 令和2年1月29日(水)

9:40～

場 所 県庁北庁舎 2階 危機管理センター
災害対策本部会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 新型コロナウイルスに関連した感染症対策について

(2) 指定感染症の指定について

(3) その他

3 閉 会

(配布資料)

【資料1】新型コロナウイルス感染症について

【資料1-1】中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎について

【資料1-2】新型コロナウイルス感染症の対応

【資料2】新型コロナウイルス関連感染症に係る相談専用ダイヤル開設について
(プレスリリース)

【資料3】県民・医療機関の皆様にお願ひしたいこと

新型コロナウイルス感染症対策本部会議名簿

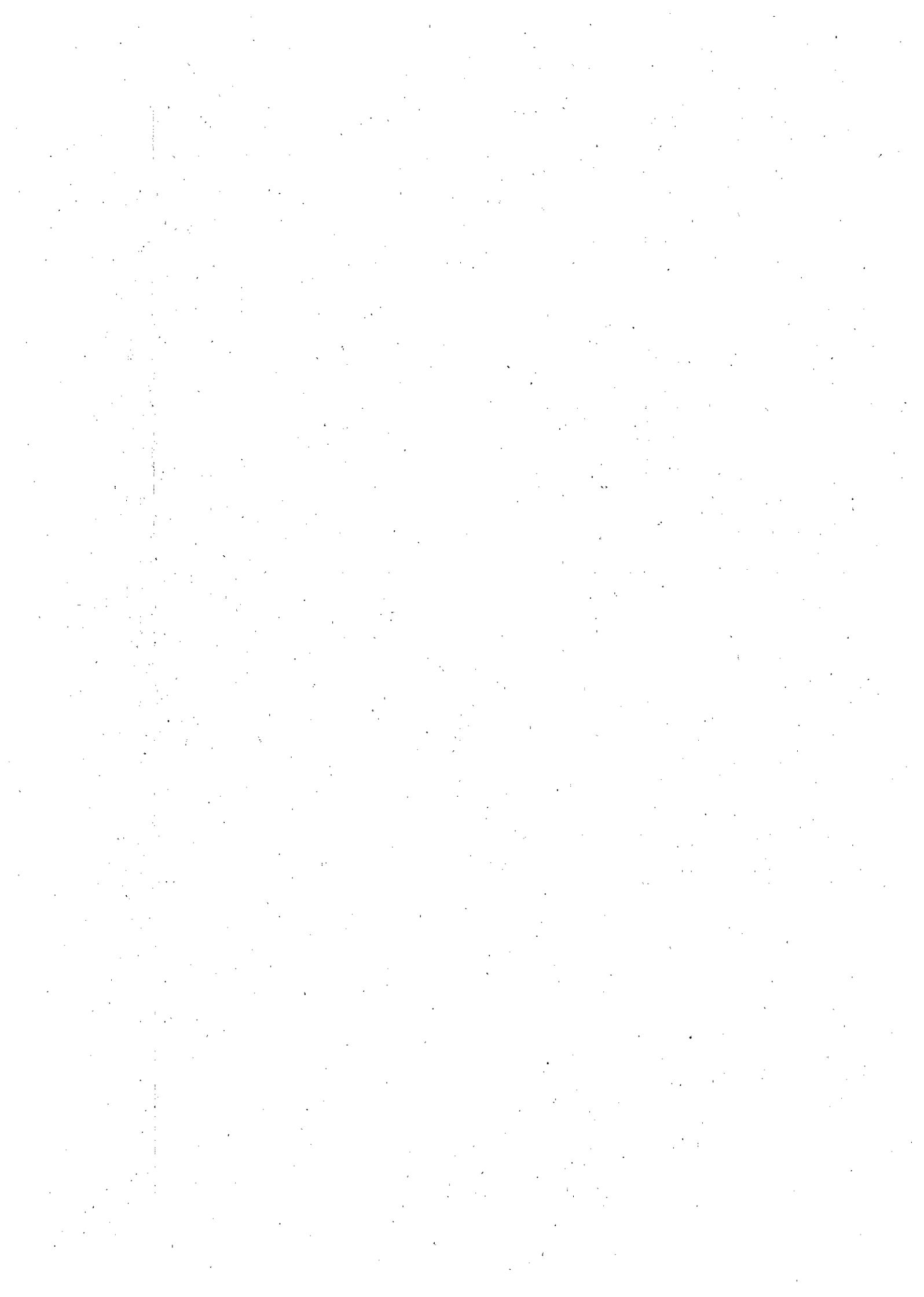
	所属名	職名	氏名	備考
1		知事	内堀雅雄	本部長
2		副知事	鈴木正晃	副本部長
3		副知事	井出孝利	副本部長
4	総務部	部長	佐藤宏隆	
5	危機管理部	部長	成田良洋	
6	企画調整部	部長	佐竹浩	
7	避難地域復興局	局長	安齋浩記	
8	文化スポーツ局	局長	野地誠	
9	生活環境部	部長	大島幸一	
10	保健福祉部	部長	戸田光昭	
11	こども未来局	局長	佐々木秀三	
12	商工労働部	部長	金成孝典	
13	観光交流局	局長	宮村安治	
14	農林水産部	部長	松崎浩司	
15	土木部	部長	猪股慶藏	
16	出納局	局長	阿部雅人	
17	原子力損害対策担当	理事	五十嵐俊夫	
18	企業局	局長	吉田孝	
19	病院局	局長	河原田浩喜	
20	教育委員会	教育長	鈴木淳一	
21	警察本部	本部長	林学	

【アドバイザー】

	所属名	職名	氏名	備考
1	公立大学法人福島県立医科大学	感染制御学講座教授	金光敬二	

【事務局】

	所属名	職名	氏名	備考
1	保健福祉部	次長 (健康衛生担当)	高野武彦	
2	保健福祉部地域医療課	課長	三浦爾	
3	保健福祉部地域医療課	主幹	本田あゆみ	
4	保健福祉部地域医療課	専門保健技師	菊地陽子	
5	保健福祉部県民健康調査課	主幹	金成由美子	



福島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 座席表

【危機管理センター災害対策本部会議室】

システム操作卓

鈴木副知事 (副本部長) 知事 (本部長) 井出副知事 (副本部長)

	鈴木副知事 (副本部長)	知事 (本部長)	井出副知事 (副本部長)	
	○	○	○	
警察本部長	○		○	福島県立医科大学 (アドバイザー) ○ 次 長
総務部長	○		○	教 育 長 ○ 地域医療課長
企画調整部長	○		○	危機管理部長 ○ 地域医療課主幹
保健福祉部長	○		○	生活環境部長 ○ 地域医療課主任
農林水産部長	○		○	商工労働部長 ○ 県民健康調査課主幹
出納局長	○		○	土 木 部 長
病院局長	○		○	企 業 局 長
文化スポーツ局長	○		○	避難地域復興局長
観光交流局長	○		○	こども未来局長
			○	原子力損害対策 担当 理 事

報道機関スペース

9面マルチディスプレイ

システム機器類
(TV会議装置等)

入口



新型コロナウイルス感染症対策について

令和2年 1月 29日
保健福祉部地域医療課

【現状】

- 1 発生状況
 - ・新型コロナウイルスに関連する感染症患者は、1月28日正午時点で4,561名発生し、106名死亡。中国以外の国(14カ国)でも患者が報告されている。
 - ・国内では1月16日に初発以降、28日までに7例が報告された。
- 2 国等の動向
 - ・1月24日未明、WHOの緊急会合において、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」に現時点で該当しないと発表。
 - ・1月27日厚生労働省は、衆議院予算委員会で新型肺炎を指定感染症にする方針を示した。
 - ・1月28日、国は指定感染症に指定する政令を閣議決定し、同日公布した。

【これまでの県の対応状況】

- 1 厚生労働省からの連絡に基づき関係機関へ通知。
 - (1) 医療機関に対して、発熱または呼吸器症状を訴える患者に対して武漢市への渡航歴を聴取するとともに院内感染対策の徹底及び積極的な検査実施を通知。(1月7日、16日、20日)
 - (2) 保健福祉事務所及び中核市保健所に対して、県民及び医療機関からの相談窓口となり、感染症法に基づく積極的な検査の実施を通知。(1月16日)
- 2 国内発生を踏まえて、ホームページやマスコミを通じて咳エチケットや手洗いについて県民に注意喚起。(1月16日～)
- 3 関係閣僚会議において決定した新型肺炎への対応方針を各関係機関に情報提供。(1月21日)
- 4 1月22日に「新型インフルエンザ等対策推進会議」を開催し情報共有。同日、各保健福祉事務所、中核市保健所、各地方振興局に情報提供。
- 5 国立感染症研究所から新型コロナウイルスの病原体検査方法が示され、衛生研究所でも検査が可能となることを関係機関へ通知(1月24日)。

【今後の対応】

- 1 新型コロナウイルス感染症相談専用ダイヤル(コールセンター)の設置。(1月29日11時～)【資料2】
- 2 引き続き、県民からの相談は保健福祉事務所及び中核市保健所(以下、保健所)でも対応し、通常の感染症対策(マスクの着用や手洗いの徹底)について注意喚起する。
- 3 医療機関に対しては、疑い患者を診察した場合は、保健所に連絡し検査を積極的に実施するよう再度通知し、患者の早期発見に努める。
- 4 ホームページや県広報番組等を活用して注意喚起する。

新型コロナウイルスに関連した各部局における感染症対策

◆ 総務部

- 県公式Twitterにより、手洗い、咳エチケット等の感染症予防対策について注意喚起を行っている。今後、県政ニュース番組、県政CM、県政ラジオ番組（FM）により、更なる注意喚起を図る予定。
- 県公式ホームページトップから、地域医療課の「新型コロナウイルス関連感染症」に関する情報提供及び予防対策等のページへリンク。

◆ 生活環境部

- 福島県国際交流協会ホームページに、中国語で地域医療課作成の「県民の皆様にお願したいこと」を掲載。
- 各市町村国際交流担当に対し、上記ホームページ掲載内容の周知及び外国人支援への活用案内。

◆ 保健福祉部

- 地域医療課ホームページ内に「新型コロナウイルス関連感染症」に関する情報提供及び予防対策等のページを開設。
- 福島県旅館ホテル生活衛生同業組合、(公財)福島県生活衛生営業指導センターに対し、新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る協力について依頼。

◆ こども未来局

- 保育所（認可、認可外）、放課後児童クラブ、児童養護施設、こども食堂、障害児施設、青少年会館等に対し、咳エチケットや手洗い等の感染症対策、症状が出た場合の早期受診等の徹底について、注意喚起を文書発出。

◆ 観光交流局

- 県内旅行者（旅行業協会非加盟）、県旅館ホテル生活衛生同業組合に対し、旅行者への新型コロナウイルスに関する情報提供と、帰国時の検疫への協力依頼を実施。
- 住宅宿泊事業者に対し、新型コロナウイルスに関連する情報提供等を実施。
- 福島空港利用者に対し、日本語、中国語、ベトナム語表記のポスターにより、新型コロナウイルス関連肺炎に関する注意喚起を実施。

◆ 教育庁

- 公立小中学校、県立学校等に対し、咳エチケットや手洗い等の感染症対策、症状が出た場合の早期受診等の徹底について、注意喚起を文書発出。

中華人民共和国湖北省武漢市における 新型コロナウイルス関連肺炎について (令和2年1月28日版)

1月28日現在の状況及び厚生労働省の対応についてお知らせします。

(1月28日正午までの各国機関やWHO等から発表された内容を踏まえ、1月27日報から下線部分を更新しました。)

1. 国外の発生状況について

・海外の国・地域の政府公式発表に基づく、1月28日12:00現在、日本国外で新型コロナウイルス関連の肺炎と診断されている症例及び死亡例の数は以下のとおり。

- ・中国：感染者4,515名、死亡者106名。
- ・タイ：感染者8名、死亡者0名。
- ・韓国：感染者4名、死亡者0名。
- ・台湾：感染者5名、死亡者0名。
- ・米国：感染者5名、死亡者0名。
- ・ベトナム：感染者2名、死亡者0名。
- ・シンガポール：感染者5名、死亡者0名。
- ・フランス：感染者3名、死亡者0名。
- ・オーストラリア：感染者5名、死亡者0名。
- ・マレーシア：感染者4名、死亡者0名。
- ・ネパール：感染者1名、死亡者0名。
- ・カナダ：感染者1名、死亡者0名。
- ・カンボジア：感染者1名、死亡者0名。
- ・スリランカ：感染者1名、死亡者0名。
- ・ドイツ：感染者1名、死亡者0名。

2. 国内の発生状況について

- ・1月28日現在、確認されている感染者は4名である。
- ・1例目の感染者は既に全快。濃厚接触者38名は全て特定し、健康観察は24日で終了。
- ・2例目の感染者は既に軽快。現時点で16名の濃厚接触者が特定されており、健康観察が行われている。現時点で感染者は確認されていない。
- ・3例目の感染者は現在症状は落ち着いている。現時点で3名の濃厚接触者が特定されており、健康観察が行われている。現時点で感染者は確認されていない。
- ・4例目の感染者は現在症状は落ち着いている。現時点で2名の濃厚接触者が特定されており、健康観察が行われている。現時点で感染者は確認されていない。
- ・その他、海外で発生した感染者の接触者として3名が同定されており、25日に出国。
- ・現時点(1月28日12時現在)で疑似症サーベイランス制度に基づき、計18件の検査を実施。そのうち4例が陽性で、残り14例が陰性だった。

新型コロナウイルスに関連した肺炎の 患者の発生について（6例目）

本日（1月28日）16時頃に、国立感染症研究所より、今般の新型コロナウイルスに関連した感染症の症例の報告がありました。

この患者は、奈良県在住の方であり、1月25日にご本人が医療機関を受診した際に、武漢市の滞在歴はありませんでしたが、武漢市からのツアー客との接触があったため、疑似症サーベイランスとして報告がされたものです。

新型コロナウイルスに関連した感染症の患者の発生が国内で確認されたのは6例目です。

本件について、濃厚接触者の把握を含めた積極的疫学調査を確実に行ってまいります。

なお、本件に関する記者会見を19時から行います。

概要

（1）年代： 60代

（2）性別： 男性

（3）居住地： 奈良県

（4）症状、経過：

1月14日 悪寒、咳、関節痛あり。

1月17日に奈良県内の医療機関を受診し、各種検査異常なく経過観察。保健所に連絡。

1月22日関節痛あり、咳症状増悪。

1月25日に再度受診し、医療機関から保健所に相談し、胸部レントゲン検査により両側下肺野に所見を認めため、調整の上、奈良県内の医療機関に入院。

1月26日に検体を送付。

（5）行動歴：

1月8-11日に武漢からのツアー客を、運転手としてバスに乗せた。

1月12-16日に別の武漢からのツアー客を、運転手としてバスに乗せた。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(政 令)

- 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令 (一一)
- 検疫法施行令の一部を改正する政令 (一二)

(省 令)

- 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の就替えに関する省令 (厚生労働九)
- 検疫法施行規則の一部を改正する省令 (同一〇)

本号で公布された法令のあらまし

- ◇ 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令 (政令第一号) (厚生労働省)
- 1 新型コロナウイルス感染症を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (以下「法」という) 第六十八条の指定感染症として定めることとした。(第一条関係)
 - 2 法第七条第一項の政令で定める期間は、新型コロナウイルス感染症については、この政令の施行の日以後同日から起算して一年を経過する日までの期間とする。この政令の施行の日以後同日から起算して一年を経過する日までの期間とする。 (第二条関係)
 - 3 新型コロナウイルス感染症については、法第八条第一項、第二十二條(第四項及び第五項を除く)、第十五條(第三項については、第一号、第四号、第七号及び第一〇号に係る部分に限る)、第一六条から第二五条まで、第二六条の三から第三〇条まで、第三四條、第三五條、第三六條(第四項を除く)、第三七條、第三八條第三項から第六項まで及び第九項、第三九條第一項、第四〇條から第四四條まで、第五七條(第四号から第六号までを除く)、第五八條(第八号、第九号、第一一號、第一三號及び第一四號を除く)、第五九條、第六一號第二項及び第三項、第六三條、第六三條の二、第六四條第一項、第六五條、第六五條の三並びに第六六條の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む)を準用するとともに、所要の就替えをすることとした。(第三条関係)
 - 4 3において準用する法の規定により都道府県等が処理する事務のうち、第一号法定受託事務を規定することとした。(第四条関係)
 - 5 この政令は、公布の日から起算して一〇日を経過した日から施行し、2に規定する期間の末日限り、その効力を失うこととした。
- ◇ 検疫法施行令の一部を改正する政令 (政令第一二号) (厚生労働省)
- 1 検疫法第二条第三号の政令で定める感染症として新型コロナウイルス感染症を定めることとした。(第一条関係)
 - 2 新型コロナウイルス感染症の病原体の有無に関する検査の手数料を四、二〇〇円と定めることとした。(第二条関係)
 - 3 この政令は、公布の日から起算して一〇日を経過した日から施行することとした。

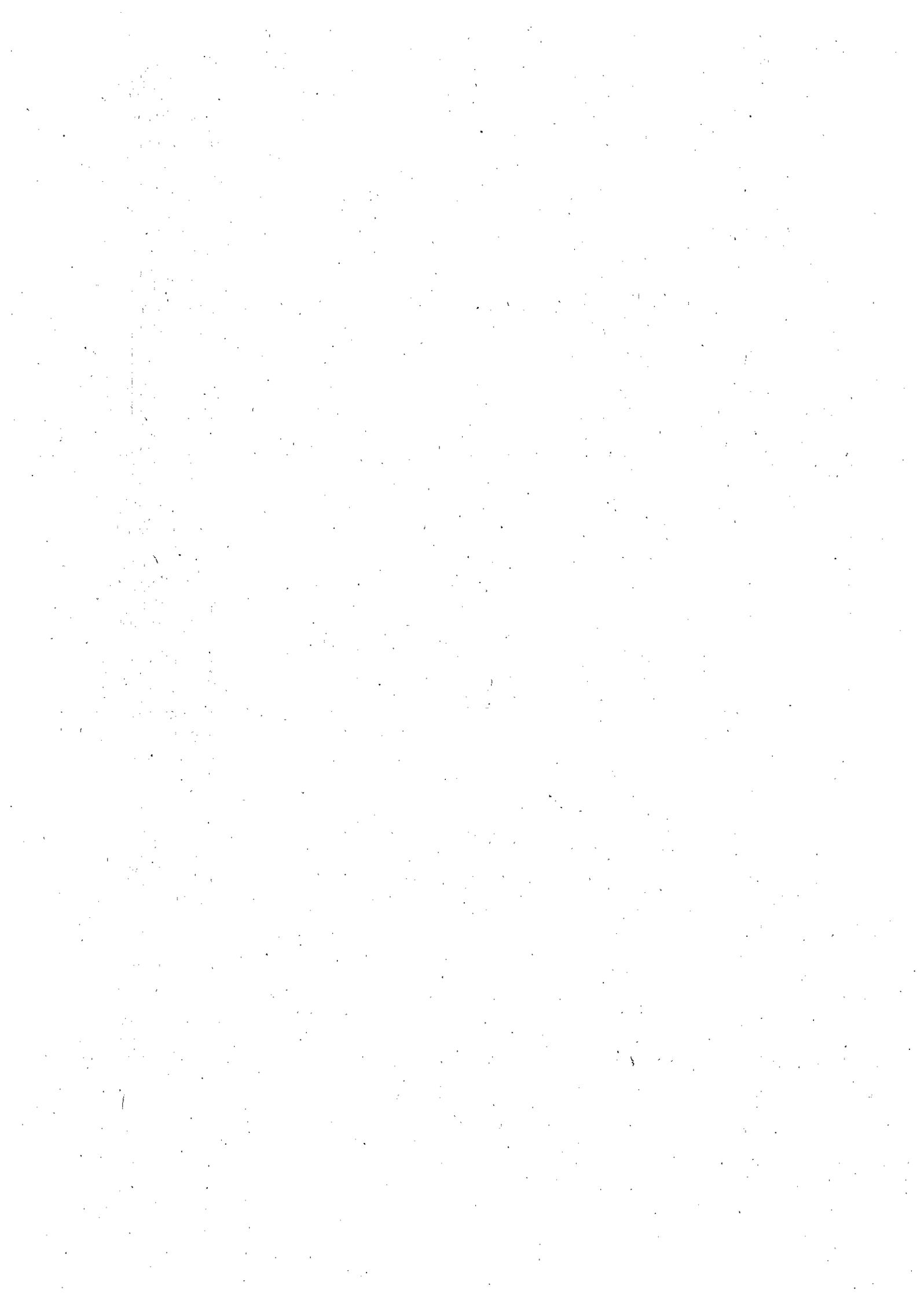


新型コロナウイルス感染症の対応

対応内容	現行（～2/6）	指定感染症（2/7～ 2類感染症相当）※ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
発生届と受理	○疑似症を診断した指定医療機関の医師は直ちに最寄りの保健所に届出。 （定点把握）	○医師は患者を診断したときは直ちに最寄りの保健所を経由して知事に届ける。 <u>（全数把握）</u> （法12条）
初動対応	—	○患者及び家族への行政対応の説明 ・必要に応じて入院となること。 ・ <u>特定業務への就業制限の通知</u> （法第18条） 接客業その他多数の者に接触する業務 ○疫学調査を速やかに実施するチーム編成等初動体制整備
入退院に伴う行政対応	—	○ <u>勧告・措置による入院</u> （法第19条、20条） 知事 ^{***} は必要と認めるとき、感染症指定医療機関への入院を勧告することができる。従わないときは入院させることができる。 最初の入院は72時間までとし、引き続き入院が必要な場合は、各保健所が設置する「 <u>感染症診査協議会</u> 」の意見を聞き、 <u>10日以内の期間を定めて入院の勧告等</u> を行う。さらに入院が必要な場合は、感染症診査協議会の意見を聞いて10日以内の期間を定めて延長することができる。 ○ <u>移送</u> （法第21条） 感染症指定医療機関へ移送を行う。 ○ <u>退院</u> （法第22条） 知事は、患者が病原体を保有しなくなった場合または症状が消失した場合退院させなければならない。
疫学調査	同右	○感染症の発生状況、動向、原因を明らかにする。 ・患者の経過等聞き取り（法第15条） ・接触者の洗い出し ・病原体の検査
防疫対応	—	○消毒等の防疫対策（法第27条） ○健康診断の勧告・措置（法17条） ○その他の防疫措置（ネズミの駆除等）（第28条～30条）
保健指導	同右	○患者の医療支援、療養支援とともに二次感染予防の指導 ・医療支援、療養支援と二次感染予防方法の指導 ・不安の軽減

※指定感染症としての施行期日

※※中核市は知事を市長と読み替える。



新型コロナウイルス関連感染症に係る相談専用ダイヤル開設について



令和2年1月29日(水)
担当：福島県保健福祉部
地域医療課
主幹 本田 あゆみ 024-521-7221 内線 2853

新型コロナウイルス関連感染症に関し、国内で患者発生(国内7例報告)があったことを受け、県民の相談に対応するための専用ダイヤル(コールセンター)を開設しましたのでお知らせします。

記

1. 相談専用ダイヤル(コールセンター)について

(1月29日 11:00受付開始)

(1) 電話番号

024-521-7871

(2) 受付時間

平日のみ 8:30~21:00

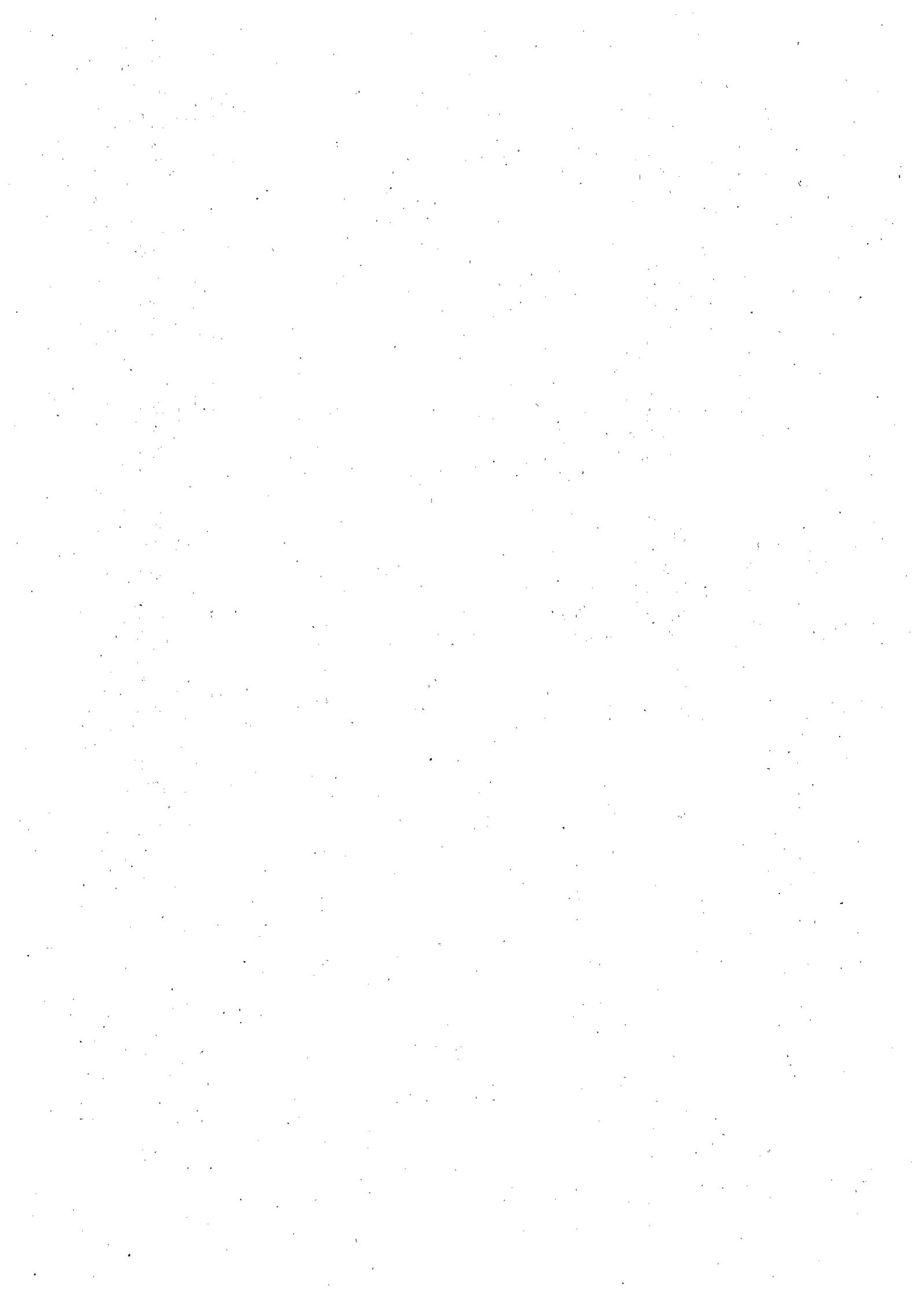
※ 開設期間、受付時間は、相談件数などの状況に応じて検討します。

2. その他の相談窓口

引き続き、各保健福祉事務所でも相談を受け付けます。

3. 周知依頼

今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、報道機関の皆様におかれましても引き続き県民への周知に御協力をお願いします。



○県民・医療機関の皆様をお願いしたいこと

- ① 過剰に心配することなく、マスクの着用や手洗いの徹底などの通常の感染症対策に努めていただくようお願いいたします。
- ② 医療機関におかれましては、武漢市の滞在歴を確認し、咳や発熱等の症状出現が入国から2週間以内の場合は、最寄りの保健所へ連絡し、積極的に検査を実施されますようお願いいたします。
なお、診察に際しては院内感染対策の徹底をお願いします。



福島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 知事コメント

日時：令和2年1月29日（水）

9：40～

場所：危機管理センター災害対策本部会議室

会議総括

- ・新型コロナウイルスによる肺炎が世界的な規模で発生しており、本県においても十分警戒しなければならない。
- ・感染症予防対策を県民の皆さんに十分周知するとともに、不安の解消に努めること。
- ・県主催のイベント等においても万全な予防対策等を行うこと。
- ・医療機関等には指定感染症に対してのしっかりとした対応をお願いすること。
- ・また、国内での流行に備え、各部局が速やかに必要な対策を講じられるよう情報共有と事前の準備をしっかりと行うこと。

